

防止地区（B滑走路側）

防止地区に挟まれた谷間地域

防止地区（A滑走路側）

Lden66デシベル（WECPNL:80）以上の基準で
第一種区域指定の告示があった地域
（昭和54年7月10日までに
第一種区域指定の告示があった地域）

（参考）騒防法 第一種区域境界

（注意：内窓設置工事対象区域の
境界ではありません）

内窓設置工事 対象区域
（成田市南側）
（赤の斜線の区域が対象です）